●利用時間／年中無休で24時間利用できます。ただし、設備メンテナンスの際などは利用を停止します。

●利用方法／㈱e-MobilityPowerまたは自動車メーカーなどが発行する充電カードをお持ちの場合は、充電器の認証器にカードをかざすことで利用できます。充電カードをお持ちでなくても、充電器本体のQRコードから会員登録手続きを行うことで利用できます。この場合、クレジットカード決済となります。現金は利用できませんので、ご注意ください。

●利用料金／充電カードを利用する場合は、各カード会社のプランにより料金が異なりますので、充電カード発行元へお問い合わせください。充電カードをお持ちでない場合は、1分当たり55円です。

●充電時間／1回につき30分まで利用できます。

戸籍の振り仮名の届け出について

問い合わせ 窓口サービス係

戸籍法の改正に伴い、令和7年5月26日から戸籍に振り仮名が記載される制度が開始されることにより、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知が順次郵送されます。

※本籍地市区町村によって通知の発送日が異なります。本籍地が厚岸町の人は令和7年8月下旬頃に通知発送予定です。

通知が届いたら、必ず内容をご確認ください。氏名の振り仮名に小さい『ャ・ュ・ョ・ッ』が含まれる人は、大きい『ヤ・ユ・ヨ・ツ』で通知される場合があります。

通知に記載の振り仮名が正しいときは届け出は原則不要で、令和8年5月26日以降に戸籍に振り仮名が記載されます。この間に振り仮名を記載した戸籍を希望される人は、別に届け出が必要です。

なお、通知に記載の振り仮名が誤っているときは届け出が必要です。

出生等で新たに戸籍に記載される人の振り仮名は『氏名として用いられる文字の読み方として一般的に認められているものでなければならない』というルールが設けられます。（認められない場合がある例／太郎をジョージと読む、高をヒクシと読むなど）

詳しくは町のホームページまたは法務省のホームページをご覧ください。

福祉

特別児童扶養手当等の相談を受け付けています

問い合わせ 障がい福祉係 53-3333

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の基準の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される国の制度です。

手当を受けることができる人は、対象となる児童の父母または父母に代わって、児童を養育している人です。

●月額＝1級56800円、2級＝37830円

【障害児福祉手当】

重度の障がいがあるため、日常生活で、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。

●月額＝16100円

【特別障害者手当】

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人に支給されます。

●月額＝29590円

手当を受けようとする場合、主治医の診断書等を用意して、認定請求をする必要があります。

なお、世帯の所得状況や障がいの程度によっては支給されない場合があります。

今月の税の納期

5月26日(月)までに必ず納めましょう

役場や金融機関での窓口納付、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済アプリなどが利用可能となっていますので、都合の良い納付方法をお選びください。

また、国が自治体システムの全国標準化を法律で定めたことにより、令和7年度から固定資産税・都市計画税の納期限が変更となりました。

●軽自動車税（種別割）
●固定資産税・都市計画税

●問い合わせ／収納係